

# 気象状況および地震発生時における臨時休校等の措置

広島国際学院中学校・高等学校

2026.5.28 改訂

## (1) 気象状況による臨時休校等・自宅待機措置

(i) 午前6時の時点で、海田町に以下の①～③の警報のうち1つでも発表されている場合は、自宅待機とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 「レベル5 特別警報」もしくは「レベル4 危険警報」</li><li>② 「レベル3 大雨警報」、「レベル3 氾濫警報」、「レベル3 土砂災害警報」のうち2つ以上の警報</li><li>③ 「暴風警報」</li></ul> |
|---|

※②において、警報が1つのみ発表されている場合は、午前8時35分を始業時刻とする。ただし、JR山陽本線（海田市駅を含む区間）が運転見合わせまたは運休となっている場合は、自宅待機とする。なお、警報が1つのみ発表されている場合であっても、状況に応じて自宅待機等の措置を講じることがある。その際は、Classiにて生徒および保護者へ連絡する。

(ii) 午前6時の時点で海田町で警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地において(i)の①～③の警報が発表されている場合は、該当生徒は保護者の判断で自宅待機とする。

※警報が解除されるなど、安全が確認できた場合は、保護者の判断のもと登校する。

※自宅待機後に登校する場合は、必ず担任または学校に連絡をする。

(iii) 午前6時から学校に到着するまでの間に(i)の①～③の警報が発表された場合は、各自で安全を確保したうえで「帰宅」または「登校」する。

※登校後に警報が発表された場合、または警報発表を知らずに登校した場合は、状況を踏まえ、生徒を帰宅させるかどうか学校長が判断する。

(iv) 午前9時までに(i)の①～③の警報が解除された場合は、4時限目から始業とする。授業開始時刻は、高校は11時45分、中学校は12時15分、水曜日は高校は11時30分、中学校は12時00分とする。

※警報が解除された場合も、自宅付近の状況により安全な登校が困難と判断される場合は、保護者の判断で安全確保を優先し、その旨を必ず担任または学校に連絡する。

※学食（食堂 パン販売）は利用できないため、各自で昼食を準備する。

(v) 午前11時までに(i)の①～③の警報が解除された場合は、5時限目から始業とする。授業開始時刻は、中学校・高校ともに13時15分、水曜日は中学校・高校ともに12時55分とする。

※警報が解除された場合も、自宅付近の状況により安全な登校が困難と判断される場合は、保護者の判断で安全確保を優先し、その旨を必ず担任または学校に連絡する。

※学食（食堂 パン販売）は利用できないため、各自で昼食を準備する。

(vi) 午前 11 時の時点で (i) の警報が解除されない場合は**休校**とする。

※休業日とした日の授業は、別日に振り替えて実施する場合がある。

(vii) J R 運転見合わせおよび運休時における休校措置について

生徒の安全確保を最優先とし、J R の運転見合わせまたは運休が発生した場合は、臨時休校・始業時刻の繰下げ等の措置を行う場合がある。なお、対応については、気象状況および公共交通機関の運行状況等を踏まえて判断する。

※休業日とした日の授業は、別日に振り替えて実施する場合がある。

(viii) その他の対応

※安全確保に伴う遅刻・欠席は、状況に応じて公認遅刻・公認欠席として扱う。

※台風の進路等の予測に基づき、学校長が臨時休校と判断する場合がある。

※上記以外にもさまざまな危険が想定される場合は、登校させるかどうかを保護者の判断で行い、その旨を必ず担任または学校に連絡する。

※上記についての生徒・保護者への連絡は、本校ホームページへの掲示および Classi 配信にて行うため、各自で気象情報とあわせて確認する。

## (2) 地震発生時の対応

海田町において、「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、以下のように対応する。

(i) 下校時刻から午前 0 時まで発生した場合→翌日は原則臨時休校とする。

午前 0 時から登校時刻まで発生した場合→当日は原則臨時休校とする。

ただし、学校施設設備、公共交通機関、余震発生状況等を総合的に判断して、安全性に問題がない場合、通常通り開校することもある。その際は、本校ホームページに掲示および Classi 配信を行う。

(ii) 在校中および登下校途中（学校へ避難した場合）に発生した場合は、以下のとおり対応する。

・被害状況、公共交通機関の運行状況、津波警報等の発表状況などを確認したうえで、安全が確保できる場合は速やかな下校を原則とする。

・状況により下校が困難と判断される場合、また、生徒の居住地や下校経路の安全が確認できない場合は、本校での待機や保護者の引き取り依頼等も含め、生徒の安全を最優先とした対応を行う。

(iii) 海田町に「震度 5 弱」以上の地震が発生していない場合であっても、生徒の居住地において「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合や、「震度 5 弱」未満の場合であっても登校させるかどうかは保護者の判断で行い、その旨を必ず担任または学校に連絡する。

※上記についての生徒・保護者への連絡は、本校ホームページに掲示および Classi 配信にて行うため、各自で確認する。